

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正の内容

一 無線設備規則第三十七条の二十から第三十七条の二十七の十一までにおいてその無線設備の条
件が定められている標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放
送局に使用するための無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）を特定無線設
備とすること。
（第二条第一項関係）

二 その他所要の規定の整備をすること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。